平成 25 年 6 月 21 日

各　位

会 社 名：株式会社　ツ ガ ミ
代表者名：代表取締役 ＣＥＯ　西嶋　尚生
（東証　第一部　コード番号 6101）
問合せ先：上席執行役員
管理部部長 早崎　敬二

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定ならびに本日開催の当社株主総会の決議に基づき、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I.　ストックオプション付与を目的として新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることことを目的とし、当社の使用人に対して、新株予約権を無償で発行するものです。

Ⅱ.新株予約権の発行要領

新株予約権の名称	株式会社ツガミ第 10 回新株予約権
割当の対象者	当社使用人 59 名　当社子会社の取締役 2 名　　計 61 名
新株予約権の総数	200 個
新株予約権の目的である株式の種類および数	本新株予約権 1 個当たり当社普通株式 1,000 株とする。 なお、別途当社が定める事由が発生した場合は、別途当社が定める方法により、本新株予約権当たりの目的である株式の数(付与株式数)の調整を行う。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、下記に定める新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げる。)または割当日の前日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。

行使価額の調整	割当日後、当社普通株式につき別途当社が定める事由が発生した場合は、別途当社が定める方法により、行使価額の調整を行う。
新株予約権の権利行使期間	平成 27 年 7 月 9 日から平成 30 年 6 月 30 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額	(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の譲渡制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の取得に関する条項	当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。
新株予約権の割当日	平成 25 年 7 月 8 日
第 110 期定時株主総会の決議日	平成 25 年 6 月 21 日

以　上